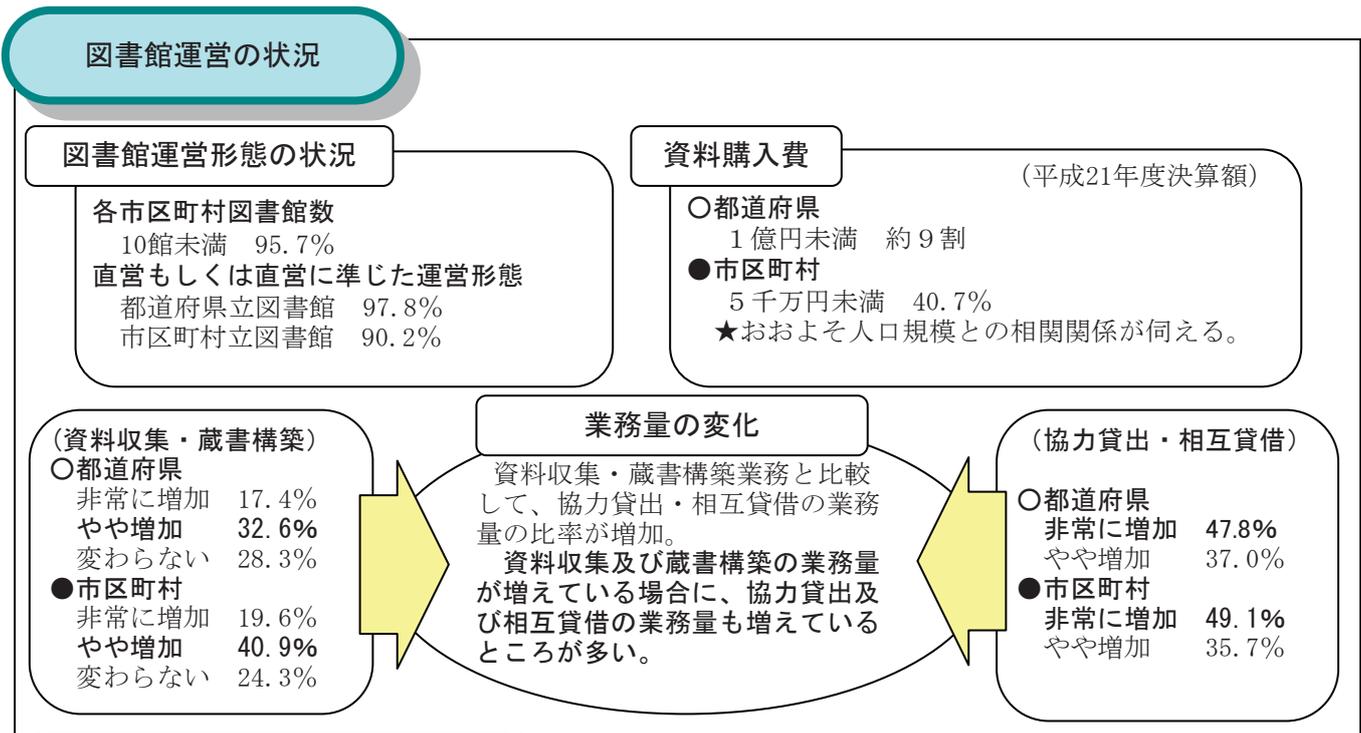


第 1 章

平成22年度実態調査報告書概要



都道府県内の協力貸出・相互貸借

1 協力貸出・相互貸借の体制等

- (1) **規程** 規程等あるところが8割をこえた。(全国ブロック、都道府県立とも)
- (2) **総合目録** 都道府県単位の総合目録(横断検索等)はほとんど有。公立図書館のある市区町村の7割以上からデータ提供を受けている自治体が3/4。
- (3) **相互貸借管理システム** ある 56.5% ない 43.5%
主要回答：自館の貸出・借受資料の照会、検索対象でない館からの利用、電子掲示板等
- (4) **相互貸借の把握**
各都道府県立図書館の4割近く・・・都道府県内の市区町村立図書館間の相互貸借の状況について冊数を発・着館ごとに把握している。(3割以上・・・冊数、件数ともに把握していない。)
- (5) **情報流通(都道府県)** 担当者会議：実施していない17、年1回16、年2回以上12
巡回相談：実施していない20、年13回以上6、年5～12回4、年1～4回11
- (6) **相互返却サービス**(都道府県域の図書館で借りた資料を別の図書館で返却)できない館 約7割
- (7) **円滑化**
都道府県、市区町村とも多かった回答：依頼資料の範囲の明確化、依頼順序のルールを明確化
※ただし、都道府県、市区町村で認識に違い有。
- (8) **変化**(過去5年間での変化)半数以上 変化あり(省力化、サービス拡充、経費負担の見直し)

2 予約サービス

- (1) **実施内容**(自館で所蔵していない資料の購入希望、他館からの借受、所蔵資料の返却待ち、置き置きなど) ほとんどの自治体が実施
- (2) **受け付ける資料**
障害者サービス用資料を対象とする自治体が少ない(都道府県、市区町村とも)
雑誌を対象とする自治体が少ない(都道府県)
- (3) **件数**(受付件数、処理冊(点)数)
○都道府県 1万冊未満 15自治体、1万冊以上5万冊未満 半数近く
●市区町村 1万冊未満 約6割 20万冊以上 80自治体
- (4) **提供数**(受け付けた冊(点)数のうち、協力貸出、相互貸借で提供した数)
○都道府県 5千冊未満 約7割
●市区町村 5千冊未満 約4割、1万冊以上5万冊未満 約3割

3 相互貸借の実施

(1) 相互貸借の実施 98.6%が相互貸借を実施

(2) 協力貸出・相互貸借の冊・点数

- 都道府県 協力貸出冊数 5万冊(点)未満が半数
★人口規模が大きくなるにつれて貸出冊数も多くなる
借受冊数 5百冊(点)未満が約半数

【平成16年度と平成21年度の比較】

貸出冊数・・・増加 32自治体、減少 12自治体、借受冊数・・・増加 32自治体、減少 3自治体

- 市区町村 相互貸借貸出冊数 5百冊(点)未満 55.4%
★人口規模が大きい自治体のほうが貸出冊数も多くなる
借受冊数 1万冊(点)未満 34.5%、5百冊(点)未満 31.9%

(3) 相互貸借を依頼する理由

- 都道府県
絶版・品切れ等により購入できない(63%)
自館の資料収集方針、資料選択基準に適合しない(56.5%) 他
- 市区町村
絶版・品切れ等により購入できない(71.9%) 資料購入費が少ない(59.2%) 他

4 搬送方法・搬送頻度・搬送資料

(1) 搬送方法

- 各都道府県内：宅配便(71.7%)
都道府県立図書館が運行する協力車(52.2%)
郵送(43.5%)
<搬送先>中心館(1館)・・・協力車(34.8%)、宅配便(28.3%)
依頼した各館・・・宅配便(34.8%)、郵便(26.1%)
市区町村立図書館相互貸借
：都道府県立図書館が運行する協力車(58.0%)
郵送(55.2%)
宅配便(51.6%)
※宅配便を広域圏組合が運営、搬送車を県立図書館・大学図書館市立図書館の相互利用協定により運行している事例もあり。

(2) 定期搬送

- 各都道府県立図書館が定期的に資料を搬送する市区町村数
20～29市区町村 28.3%、10～19、30～39市区町村 17.4%
都道府県域自治体数に対する搬送自治体数割合 100%が66.7%
●搬送自治体数の割合は増えてきているが地域格差がある。

(3) 搬送頻度

- 都道府県
都道府県立図書館が運行する協力車、宅配便・・・貸出・返却時 1週間に1回が多い
郵送・・・貸出時随時が多い
- 市区町村
都道府県立図書館が運行する協力車・・・貸出・返却時 1週間に1回が多い
宅配便・・・貸出・返却時随時が多い
郵送・・・貸出時随時が多い

(4) 搬送頻度要望

- 都道府県 要望有 41.3% (搬送頻度や回数の増加の希望や要望が多い)
●市区町村 希望・要望有 14.2% (搬送頻度や回数増加の要望が多い)

(5) 搬送頻度と経費負担との関係

- 現状の頻度でよい 78.2%
現状の頻度では不足だが、費用負担の増額は難しい 17.2%

(6) 搬送の対象

- 都道府県立図書館所蔵資料と市区町村立図書館等の所蔵資料・貸出資料と返却資料 87.0%
都道府県立図書館所蔵資料のみ・貸出資料と返却資料 15.2%

(7) 対象資料

- 都道府県：図書(100%) 雑誌(84.8%) 紙芝居(91.3%) 都道府県又は都道府県内の各図書館等が発行した印刷物(82.6%) CD、レコード等(音声資料)(54.3%)
●市区町村：図書(95.4%) 雑誌(74.5%) 紙芝居(69.1%)

(8) 対象資料の制限(相互貸借)

- 制限している 72.0% (図書、雑誌では受入からの期間、冊数、年代の古い資料、古文書、貴重書、状態が悪く損傷の恐れがある資料、視聴覚資料や新聞、漫画)

5 経費負担

(1) 搬送方法別経費負担

【都道府県立図書館が運行する協力車等】

ほぼ都道府県立が負担

【宅配便】

- 都道府県 (回答有67.4%) 借受館(都道府県立)が負担 37%、貸出館と借受館が負担 15.2%
- 市区町村 (回答有51.0%) 貸出館と借受館が負担 17.4%、都道府県立図書館が負担 17.3%
借受館が負担 8.7%

【郵送】

- 都道府県 (回答有37%) 貸出館と借受館が負担 15.2%、借受館が負担 10.9%
- 市区町村 (回答有55.4%) 借受館が負担 23.4%、貸出館と借受館が負担 19.4%
利用者が全額又は一部を負担 8.2%

(2) 予算措置

- 都道府県 有 63.0% 無 34.8% ●市区町村 有 28.1% 無 70.6%

<平成16年度から21年度経費の増減>

- 都道府県 (増理由) 協力車全部を外注に変更、物価上昇の影響による経費の増加、運行回数増、市町村立図書館との相互貸借の推進他
(減理由) 搬送便単価の減、週2回から1回への宅配便発送回数と単価の減、財政担当からのシーリング他
- 市区町村 (増理由) 協力貸出・相互貸借の増加に伴い増額、HPによる蔵書公開で相互貸借数の増、件数増、搬送頻度が約2倍増他
(減理由) 宅配便の1件単価が入札により減額、搬送個数の減少他

(3) 望ましい経費負担

<協力貸出>

- 都道府県 都道府県立が負担 69.6%、資料の貸出館と借受館が負担 17.4%
- 市区町村 都道府県立が負担 71.7%、資料の貸出館と借受館が負担 11.4%

<相互貸借>

- 都道府県 都道府県立が負担 45.7%、資料の貸出館と借受館が負担 19.6%
借受館が負担 19.6%
- 市区町村 都道府県立が負担 38.4%、資料の貸出館と借受館が負担 24.8%
借受館が負担 19.7%

都道府県外の公立図書館等との相互貸借

1 相互貸借の状況

(1) 貸出冊数 (都道府県外の公立図書館への)

- 都道府県 1千冊(点)未満が50%、5百冊(点)未満が26.1%
- 市区町村 2百冊(点)未満が60.3%

(2) 借受冊数

- 都道府県 全体の約75%が1百冊(点)以上の資料を借受
- 市区町村 全体の約51%が50冊未満の借受

★市区町村立の多くは都道府県外からの借受があまり活発ではないが、約1割は1百冊以上の活発な借受を行っている。

2 搬送方法・経費負担

- (1) 搬送方法 郵送が最も多く、次いで宅配便が多い(都道府県、市区町村ともに)

(2) 経費負担

【現状】

- 都道府県 【宅配便】借受館が負担 31.8%、貸出館と借受館が負担 22.7%
【郵送】借受館が負担 46.7%、利用者が全額又は一部を負担 31.1%
- 市区町村 【宅配便】借受館が負担 36.9%、利用者が全額又は一部を負担 21.6%
【郵送】借受館が負担 52.7%、利用者が全額又は一部を負担 24.7%

【望ましい経費負担(今後の経費負担のあり方)】

県外からの取り寄せについては都道府県立、市区町村立とも7割以上が借受館(または利用者)の負担を望んでいる。

- 【県境を越えた相互貸借の協定の有無(都道府県立)】有 58.7% 無 41.3%

1 ブロックにおける課題

【経費負担】

相互貸借に係る費用は発送館が負担することになっている。蔵書が多く、図書館システムが整っているために貸す一方の館や、逆に借りる一方の館があり、一律発送館が負担するのは公平性に欠ける。

【制度の認識】

相互貸借要領の最終改正から年数が経過したことや担当者の異動により、各図書館への要領の周知が図られない。また、相互貸借制度に対する情報・認識に温度差が出てきている。

【各県立図書館の取組の拡大】

ブロック内の一部の県立図書館間は協定を締結し、定期配送便を運行させているが、ブロック内すべての県立図書館間に拡げていきたい。

2 都道府県立図書館における課題

【経費負担と搬送システムの充実】

- ・予算化されていないため、運営費を圧迫している。
- ・市町村からは協力車の運行の要望はあるが、県域が広いと、運行経費が多額になることと、費用対効果の面から実施できない状態にある。ただし、協力貸出冊数が増加していることから、搬送予算の増額要求は行っている。
- ・市町立図書館の資料費削減により、相互貸借の物流量が年々増加し、送料（県費で負担）の確保が困難になっている。対策は講じていないが、市町立図書館にも送料を一部負担してもらいなどの案も検討すべきとの意見もある他

【業務量の増加とルールの問題】

- ・借りる一方、または貸す一方の図書館が固定化してきている。特定の図書館に依頼しないようお願いはしている。
- ・利便性が高まったのはいいが、利用者が増加するにつれ、返却期限を守らないなどのルール違反も起きている。他館から取り寄せる場合は、より明確なルール付けをする為に内規の整備を予定している他

3 市区町村立図書館における課題

現状維持を望む意見の一方で、幅広い回答がみられた。

【経費負担】

- ・今年度から、借受にかかる搬送料については、利用者が全額負担と変更した。
- ・郵送料まで税金で負担する必要はなく、搬送にかかった実費については利用者負担とすべき。ただし、県立図書館が市町の図書館を応援するため、郵送料を全額負担してくれるなら、相互貸借の活性化も良いことだと思う他

【業務量の増加】

資料の貸出、借受の冊数が増加傾向にあるため、相互貸借業務の手続きの簡略化が課題となっている他

【協力貸出・相互貸借のための体制等】

利用者に、各都道府県立図書館が主催している横断検索などがかなり浸透してきたため、相互貸借に頼らざるを得ない件数は増加している。貸出できるものは積極的に提供を行い、経費削減されている中、協力し合っていきたい他

【協力貸出・相互貸借制度の在り方】

資料費がつかなくなっている現状で、協力貸出、相互貸借は各図書館にとって有効な手段になっているが、安易に頼りすぎてはいけないと思われる。円滑な運営には明確なルールが必要であると考えられる。

他機関との連携

他機関との連携の実施

○都道府県

大学・短大（図書館）93.5%、高等学校（図書館）84.8%、特別支援学校（図書館）73.9%

社会教育・生涯学習機関（博物館等）、自治体の各部局各施設 67.4%

（実施していない・無回答）

矯正施設（刑務所・少年院等）、福祉施設（介護施設等）、病院（図書室）、各種研究所

《連携内容》各施設に共通してレファレンスサービス、資料の貸借（定期便運行無、必要時に搬送）が多い

●市区町村

小・中学校（図書館）85.4%、幼稚園・保育園 69.9%

自治体の各部局・各施設 50.8%、福祉施設（介護施設）41.1%

（実施していない・無回答）矯正施設（刑務所・少年院等）、各種研究所、都道府県庁内図書室、行政資料室等、地方議会図書室、専門図書館・資料室等

《連携内容》資料の貸借（定期便運行無、必要時に搬送）が多い